

独立行政法人国立高等専門学校機構役員給与規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第59号

制 定 平成16年 4月 1日
一部改正 平成16年10月28日
一部改正 平成17年12月 1日
一部改正 平成18年 4月 4日
一部改正 平成19年 3月30日
一部改正 平成19年 6月29日
一部改正 平成21年 6月 1日
一部改正 平成21年 9月28日
一部改正 平成21年11月30日
一部改正 平成22年11月30日
一部改正 平成24年 4月27日
一部改正 平成24年 5年25日
一部改正 平成25年 3月29日
一部改正 平成26年12月24日
一部改正 平成27年 4月 1日
一部改正 平成28年 2月 3日
一部改正 平成29年 1月31日
一部改正 平成30年 1月31日
一部改正 平成31年 2月28日
一部改正 令和 2年 3月27日
一部改正 令和 2年11月27日
一部改正 令和 4年 5月31日
一部改正 令和 4年12月26日
一部改正 令和 5年12月25日
一部改正 令和 7年 1月31日
一部改正 令和 7年 3月26日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の給与)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、兼任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 本給，地域手当，広域異動手当，通勤手当，単身赴任手当，兼任手当及び寒冷地手当は，その月の月額的全額を毎月17日（以下この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは，支給定日の翌日）に，支給定日が土曜日に当たるときは，支給定日の前日（その日が休日に当たるときは，支給定日の前々日）に，支給定日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日かつ月曜日に当たるときは，支給定日の翌日に支給する。

2 期末特別手当は，6月30日及び12月10日（以下この項において，6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）に支給する。ただし，支給定日が日曜日に当たるときは，支給定日の前々日に，支給定日が土曜日に当たるときは，支給定日の前日に支給する。

(給与の支給)

第4条 役員の給与は，通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし，法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には，その役員に支払うべき給与の金額から，その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には，その方法によって支払うことができる。

(本給)

第5条 常勤の役員の本給月額は，次の表に掲げるとおりとする。

号給	本給月額
1	716,000 円
2	772,000 円
3	829,000 円
4	908,000 円
5	979,000 円

2 常勤の役員の号給は，次の各号に掲げる号給とする。

- 一 理事長 5号給
- 二 理事 2号給
- 三 監事 1号給

3 理事長は，理事，監事の各職務の困難度，実績等を勘案して必要と認める場合は，前項第二号又は第三号の号給を超える号給とすることができる。

(日割計算等)

第6条 新たに常勤の役員となった者には、その日から本給を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給の額は、その月の現日数から独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則第10条第1項第一号及び第二号に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(地域手当)

第7条 地域手当は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則（以下「教職員給与規則」という。）第25条の規定に準じて、教職員給与規則別表第7の支給地域欄に掲げる地域に在勤する常勤の役員に支給する。

2 地域手当の月額は、本給月額に教職員給与規則別表第7の支給地域に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 国立大学法人の役員及び職員、行政執行法人（通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）の役員及び職員、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員、特別職に属する国家公務員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員及び職員、地方公務員、又は、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人、その他これに準ずると認められるものを使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き役員となった場合において、当該在勤することとなった日の前日において受けていた地域手当又は地域手当相当額の支給割合に達しないこととなるときは、当該役員は、前項までの規定にかかわらず、当該在勤することとなった日から1年を経過するまでの間は、当該在勤の日の前日に勤務していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる地域手当に100分の100を乗じた額を、1年を超え2年に達する日までの間は100分の80を乗じた額を、2年を超え3年に達する日までの間は100分の60を乗じた額を地域手当として支給するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、教職員に対する地域手当の取扱いの例に準ずるものとする。

(広域異動手当)

第7条の2 広域異動手当は、教職員給与規則第25条の2に規定する広域異動手当の支給要件に該当する常勤の役員に対して、常勤の教職員に準じ、支給する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、教職員給与規則第27条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該

当する常勤の役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、教職員給与規則第27条第2項、第3項及び第5項に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、教職員に対する通勤手当の取扱いの例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、教職員給与規則第28条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額は、教職員給与規則第28条第2項に規定する額とする。
- 3 前項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、教職員に対する単身赴任手当の取扱いの例に準ずるものとする。

(兼任手当)

第9条の2 兼任手当は、校長を兼任する理事に支給する。

- 2 兼任手当の額は、月額45,000円とする。

(寒冷地手当)

第10条 寒冷地手当は、教職員給与規則第36条に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する常勤の役員に対して、常勤の教職員に準じ、支給する。

(期末特別手当)

第11条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

- 2 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合における役員として引き続き在職期間には、その者の国家公務員としての引き続き在職期間を含むものとする。
- 3 常勤の役員が基準日前1月以内に退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、第1項後段の規定にかかわらず、期末特別手当は支給しない。
- 4 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、100分の172.5を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、文部科学大臣における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じ、その得られた額の100分の10の範囲内で増額し、又は減額するこ

とができる。

- 5 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長又はその委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第12条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 理事 月額 120,000円
- 二 監事 月額 120,000円

- 2 第3条の規定は、非常勤役員手当の支給日について準用する。この場合において、第3条中「本給」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第13条 この規則により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成16年4月1日制定)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月28日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月28日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 2 規則改正による経過措置は、常勤の教職員に準じ、寒冷地手当の額を支給する。

附 則 (平成17年12月1日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条第4項について、期末特別手当を平成17年12月に支給する場合に限り、給与法第19条の8第2項に定める支給割合は、100分の172.5とする。

附 則（平成 18 年 4 月 4 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、改正の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における役員給与規則の適用に関する特例）

- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる役員給与規則の地域手当の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

100分12	100分の12を超えない範囲内で別に定める割合
100分10	100分の10を超えない範囲内で別に定める割合
100分6	100分の6を超えない範囲内で別に定める割合
100分3	100分の3を超えない範囲内で別に定める割合 ただし、北九州市に在勤する教職員については、100分の4を超えない範囲で別に定める割合

附 則（平成 19 年 3 月 30 日一部改正）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、改正の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（適用日前から理事であった者の給与）

- 2 適用日の前日において理事であった者の給与については、なお、従前の例による。

附 則（平成 21 年 6 月 1 日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

（暫定措置）

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 11 条第 4 項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成 21 年 9 月 28 日一部改正）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第11条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- 一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員となった者にあつては、その役員となった日）において役員が受けるべき本給、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当（第9条第2項の規定により準用する教職員給与規則第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び兼任手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成21年6月1日において役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年11月30日一部改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える役員の本給月額の減額支給等について）

2 当分の間、役員（常勤の役員に限る。以下第4項まで同じ。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該役員が55歳に達した日後における最初の4月1日（役員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に役員となった場合にあつては、役員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該役員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

四 期末特別手当 それぞれその基準日（第11条第1項に定める「基準日」をいう。）現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在。）において当該役員が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当の月額並びに本給、地域手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、当該役員に支給される期末特別手当に係る第11条第4項に規定する割合を乗じて得た額に、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

3 前項に規定するもののほか、役員以外の者が月の初日以外の日に役員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（平成22年度4月1日前に55歳に達した役員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した役員に対する改正後の附則（平成22年11月30日一部改正）第2項の規定の適用については、同項中「役員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

5 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同条第4項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

6 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第11条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に役員となった者）にあっては、その役員となった日において役員が受けるべき本給、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当（第9条第2項の規定により準用する教職員給与規則第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び兼任手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則（平成24年4月27日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、第11条第4項の規定にかかわらず、同項により算出される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年6月1日までの間に役員となった者にあつては、その役員となった日）において役員が受けるべき本給、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当（第9条第2項の規定により準用する教職員給与規則第28条第2項に規定する別に定める額を除く。）及び兼任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月1日及び平成23年12月1日において役員であった者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
 - 三 平成24年6月1日における当該役員の本給月額、本給月額に対する地域手当の月額及び本給月額に対する広域異動手当の月額にそれぞれ100分の9.77を乗じて得た額に2を乗じて得た額

附 則（平成24年5月25日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(平成26年3月31日までの間における給与の減額について)

- 2 施行日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員（常勤の役員に限る。以下次項まで同じ。）に対する本給月額の支給に当たっては、当該役員の本給月額に100分の9.77を乗じて得た額を減じた額に相当する額とする。
- 3 特例期間においては、役員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - 二 広域異動手当 当該役員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - 三 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を

乗じて得た額

- 4 特例期間においては、第12条第1項に定める非常勤役員手当の月額については、「120,000円」とあるのは「108,000円」とする。

附 則（平成25年3月29日一部改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は改正日から施行し、同年12月1日から適用する。

（平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例）

- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則（平成27年4月1日一部改正）

（施行期日）

- 1 この規則は改正日から施行する。

（附則の改正（平成22年11月30日一部改正 第2項 55歳を超える教職員の本給月額の特例）に関する特例）

- 2 附則（平成22年11月30日一部改正）第2項中「当分の間」とあるのは「平成30年3月31日までの間」とする。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

（地域手当に関する特例）

- 4 第7条に規定する地域手当の支給について、教職員給与規則附則（平成27年3月26日一部改正）第5条及び第6条の規定に準じて取り扱うものとする。

（広域異動手当に関する特例）

- 5 第7条の2に規定する広域異動手当の支給について、教職員給与規則附則（平成27年3月26日一部改正）第7条の規定に準じて取り扱うものとする。

(単身赴任手当に関する特例)

- 6 第9条に規定する単身赴任手当の支給について、教職員給与規則附則（平成27年3月26日一部改正）第8条の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成28年2月3日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は平成28年2月3日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の規定については平成27年4月1日から、改正後の第11条第4項の規定については平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（平成29年1月31日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は平成29年1月31日から施行する。ただし、改正後の第11条第4項の規定については平成28年12月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成30年1月31日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は平成30年2月1日から施行する。ただし、改正後の第11条第4項の規定については平成29年12月1日から適用する。

(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成31年2月28日一部改正）

(施行期日)

- 1 この規則は平成31年3月1日から施行する。ただし、改正後の第11条第4項の規

定については平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則 (令和2年3月27日一部改正)

(施行期日)

- この規則は改正の日から施行する。ただし、改正後の第11条第4項の規定については令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則 (令和2年11月27日一部改正)

(施行期日)

- この規則は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則 (令和4年5月31日一部改正)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月26日一部改正)

(施行期日)

- この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、改正後の第11条第4項の規定については令和4年12月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則 (令和5年12月25日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項の規定については令和5年4月1日から、改正後の第11条第4項の規定については令和5年12月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (令和7年1月31日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規則は令和7年1月31日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定については令和6年4月1日から、改正後の第11条の規定については令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 令和6年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第11条第4項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則 (令和7年3月26日一部改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。